

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 文部科学省)

【独立行政法人名】 独立行政法人科学技術振興機構	
1. 根拠法令	独立行政法人科学技術振興機構法
2. 従事者数	473名
3. 予算額	112,484,595千円
4. 事務・事業の内容	<p>新技術の創出に資することとなる科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する基礎研究、基盤的研究開発、新技術の企業化開発等の業務及び我が国における科学技術情報に関する中枢的機関としての科学技術情報の流通に関する業務その他の科学技術の振興のための基盤の整備に関する業務を総合的に行うことにより、科学技術の振興を図る。</p>
5. 民間開放の状況	<p>中期計画に基づき、事業の効率化、合理化の観点から、民間に委ねられる業務については積極的に民間委託化を図ることとしている。</p> <p>具体的には、事業支援業務（謝金の支払い等）、施設管理、給与計算業務、システム運用管理、データ入力・管理、イベント開催支援等、機構事業全体について、民間に委託できる部分は極力外部委託している。</p> <p>特に文献情報提供事業については、経営改善計画のもと、電子計算機の運用や抄録作成関連業務の大幅な民間委託化や、販売業務の民間代理店の活用などを積極的に実施している。</p> <p>日本科学未来館では、施設管理業務や情報システム管理業務、料金徴収業務など、民間に委託できるものについては、法人の自主的な判断により既に委託を実施し、業務の効率化を図っている。</p>
6. 当該独立行政法人を廃止した場合の影響	<p>科学技術基本法に基づき、内閣府総合科学技術会議の議論をふまえ閣議で決定をする科学技術基本計画において、競争的な研究環境整備のための競争的資金の拡充、産学官連携強化のための情報流通や技術移転の環境整備、地域における科学技術の振興、科学技術に関する学習の振興等を図ることが定められているところ。科学技術振興機構が廃止された場合には、これらの達成が困難となる。</p>
7. 更なる民間開放についての見解	<p>中期計画に基づき、引き続き、事業の効率化、合理化の観点から民間に委ねられる実務については積極的に民間委託化を図っていく。</p>

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 文部科学省)

【独立行政法人名】 独立行政法人科学技術振興機構

8. 個別の質問項目

今回、科学技術振興機構が実施する科学技術振興調整費の執行業務について、「民間が専属の部署・社員で実施することで、業務のノウハウが蓄積する上、効率よく業務を遂行することが可能となる。(また、)民のプロジェクトマネジメント手法を取り入れることで、採択課題の積極的な推進を図ることができる。」との民間提案が出されている。これまでも競争的研究資金のあり方については、参与会議等から指摘がなされているが(注)、今回の民間提案等を踏まえ、当該業務に関し、業務の廃止・効率化や市場化テストを含む民間開放を実施することについて、貴省の見解如何。

注1)「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月18日)

「競争的資金供給業務については、総合科学技術会議においてなされる各省要求の全体調整、実施状況の評価、公表を踏まえて実施し、不必要な重複や特定の研究者への研究費の集中がなくなるような運営の改善を行う。」

注2)「特殊法人等改革推進本部参与会議」(平成17年6月9日)

「特定の研究分野・研究者に競争的研究資金が集中する傾向を是正することは、その不正受給を防止する観点からも必要。」

科学技術振興調整費については、平成13年の中央省庁再編以降、「科学技術振興調整費の活用に関する基本方針」(平成13年3月22日総合科学技術会議決定)により、総合科学技術会議の示す基本的な方針に沿って文部科学省が配分等の事務を行うことと整理されている。

ご指摘の事務の外部委託については、「競争的研究資金制度改革について」(平成15年4月21日総合科学技術会議決定)で示された考え方を踏まえ、「科学技術振興調整費の平成13年度に開始したプログラムの中間評価及び効果的・効率的活用方策について」(平成15年7月23日科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員報告)において、文部科学省が行う審査事務・執行事務の一部を独立行政法人に委託することが適当であるとの方針が示されている。

文部科学省では、この方針を受け、トップダウン型の競争的資金の配分機関としての実績があること及び科学技術に関する総合的な知見・経験を有すること等から、独立行政法人科学技術振興機構に事務の一部を委託することとし、総合科学技術会議の確認を得て実施している。また、本業務については、効率的な運用を図る観点から、一括してすべての業務を一つの機関に事務委託することが適切であると考えている。さらに、本業務の実施に当たっては、知的財産権やノウハウに関する情報といった機密性の高い情報や多数の研究者の個人情報扱うことから、公務員に準ずる特別な義務を課せられた公的な機関が実施することが適切であると考えている。

なお、公募要領の冊子の印刷・配布、パンフレットの作成・印刷、シンポジウム・説明会の開催支援などの業務については、既に民間に対して開放しており、効率的な制度運用に努めている。

注1)の指摘については、科学技術振興機構戦略的創造研究推進事業においては、研究提案募集の提案書の中で、他制度での助成等の有無について記述を求め、採択の際の参考としている。また、採択研究課題が内定した後は、関係府省等と調整を行い、研究代表者や研究内容について重複がないか、チェックを行っている。

注2)の指摘については、競争的な研究環境を醸成すれば、優秀な研究者がより多くの研究費や研究課題を獲得することも考えられるが、競争的資金の集中の全てが問題というわけではない。また、このことが不正受給の防止との因果関係は無いものと考ええる。

日本科学未来館については、今回、民間から「研修施設の管理・運営に関しては、民間事業者でも類似業務がある事業であり、当事業は民間も含めて、検討する市場化テストになじむものとする」との提案がなされている。当該施設については、参与会議からも指摘がなされている(注)ところであるが、今回の民間提案等を踏まえ、当該施設の業務の廃止・効率化や市場化テストを含む民間開放を実施することについて、貴省の見解如何。

注)「特殊法人等改革推進本部参与会議」(平成17年6月9日)

「日本科学未来館については、維持経費が収入を大きく上回っているが、数値目標を設定し、自己収入の増加と民間への業務委託による経費削減を徹底し、抜本的な収支改善に取り組むべき。また、都内の類似施設(国立科学博物館、科学技術館)との関係を整理すべき。」

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 文部科学省)

【独立行政法人名】 独立行政法人科学技術振興機構

独立行政法人科学技術振興機構は、科学技術の振興に不可欠な、科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進という国の施策に沿い、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されない恐れがある、最先端の科学技術に関する総合的な情報の拠点である日本科学未来館の運営を通じて、科学技術に関し、知識を普及し、国民の関心及び理解の増進を図っているものであり、当該事業は国の責務に密接不可分であることから、廃止することは不適切である。

すでに、日本科学未来館では、施設管理業務や情報システム管理業務、料金徴収業務など、民間に委託できるものについては、法人の自主的な判断により委託を実施し、業務の効率化を図っている。

日本科学未来館の管理運営は、たとえば、スーパーサイエンスハイスクール事業の対象校との連携や、展示物の企画・開発、展示手法の研究において最先端の研究推進事業の中で培った研究者とのネットワークや研究成果の蓄積を多く生かすことなどにより、科学技術振興機構と日本科学未来館双方の事業の質や効果を相乗的に高め、効率化するものとなっている。このような、科学技術振興機構の行う業務と一体不可分な活動は、館長の強力なマネジメントの下で実施されており、その独特の体制と運営方針こそが、効率的・効果的な管理運営を実現させている。したがって、日本科学未来館の管理運営業務のみを科学技術振興機構から切り出して市場化テストの対象とすることは不可能である。

なお、独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっている。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要がある。

また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要があるが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに足る十分な条件が整っていないものと考えられる。

注)の指摘については、日本科学未来館は、中期目標期間中(～平成18年度)において、
・事業活動の強化や会議室等を含む施設利用の拡大等を通じた収入の確保
・コスト意識のさらなる徹底や、利用者管理システム等の導入による業務の効率化、その他アウトソーシング業務の更なる効率化
などにより経営改善に努め、中期計画の達成に留まることなく、さらに踏み込んだ経費の削減・効率化を目指している。

ご指摘の3館の関係については以下の通り。

【日本科学未来館】基礎研究や技術革新につながる研究の最先端の成果を分かりやすく伝え、サイエンスパートナーシップ校との連携活動や、企業等との協定に基づく共同研究等の技術的・人的交流活動など、研究現場と一般社会をつなぐ役割を担う、我が国が重点的に取り組む最先端の科学技術の総合的な情報の拠点。

【国立科学博物館】自然史、科学技術史を対象とする標本資料の収集・保管、これらの調査研究を行い、我が国の自然史科学研究センター的機能を果たしている自然科学系博物館。これらの標本資料及び研究成果を活用して展示・教育普及活動を行い、自然科学と社会教育の振興に寄与。

【科学技術館】生活に密着した科学技術や産業技術の幅広い分野をテーマ別に常設展示するなど、産業と科学技術に対する理解と関心の増進活動を展開する施設。産業界の有志により設立された(財)日本科学技術振興財団が設置・運営。

文献情報提供業務について、『民間開放することにより、迅速かつ効率的な科学技術情報流通を図ることが可能』との民間提案がなされているが、これを踏まえ、当該業務の廃止・効率化や市場化テストを含む民間開放の可否について、貴省の見解如何。

官業民営化等WG・市場化テストWG 合同ヒアリング調査票

(所管省庁名: 文部科学省)

【独立行政法人名】 独立行政法人科学技術振興機構

独立行政法人科学技術振興機構は、科学技術振興のための研究情報基盤の整備という国の施策に沿い、特定の利益によらない公共的立場から、文献データベースを作成し、提供しているものであり、当該事業は国の責務に密接不可分なものである。

また、当該事業については、経営改善計画のもと、電子計算機の運用や抄録作成関連業務の大幅な民間委託化や、販売業務の民間代理店の活用などを積極的に実施している。

独立行政法人については、独立行政法人通則法において、「業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。」とされており、また、その業務運営における法人の自主性・自発性が発揮されるよう、3～5年の中期目標期間を設定し、その終了時に達成状況の評価等を行うこととなっている。したがって、市場化テストの検討に当たっては、公的な業務の実施を独立の法人格を有する主体に委ねた独立行政法人制度との整合性について十分な検討を行う必要がある。

また、市場化テストの検討に当たっては、このような独立行政法人制度との関係に加え、非公務員を含む法人職員の処遇等の扱いなどが明確になっている必要があるが、現在のところ、これらの検討状況は明らかではなく、市場化テストの実施の可否を決するに足る十分な条件が整っていないものと考えられる。

なお、科学技術振興機構は本事業を受益者負担の下で実施しており、人件費を含めて運営費交付金を投入していない。また、本事業に制度的な規制は設けておらず、同様の事業を民間事業者が行うことを阻害していない。

別紙においてご説明される場合は「別紙参照」とご記入ください。